

○立命館宇治中学校・高等学校授業料減免規程

1999年1月13日

規程第389号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人立命館が設置する立命館宇治中学校・高等学校（以下「本校」という。）における授業料減免制度について、必要な事項を定める。ただし、京都府私立高等学校あんしん修学支援事業に基づく学費減免は、京都府私立高等学校あんしん修学支援事業に基づく学費減免規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 授業料減免制度は、本校に在籍する生徒で、家庭状況の急変による経済的困窮のために就学が困難となった者に対して、学園の援助による授業料の減免を行い、学業を継続させることを目的とする。

(減免総額)

第3条 授業料減免総額は、本校が毎年予算で定める金額の範囲内とする。

(減免金額)

第4条 授業料減免の金額は、生徒一人につき当該年度の授業料の半額を上限とすることを基本とし、特別な事情がある場合は授業料全額を上限とする。

(減免の方法)

第5条 授業料減免の種類は、緊急減免とする。

2 授業料減免は中学校および高等学校在学中をとおして1回とする。ただし、2回以上減免を行う場合には、事前に一貫教育委員会の承認を得なければならない。

(資格)

第6条 授業料減免の対象となる生徒は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 家庭状況の急激な変化による経済的困窮のため、学業を継続できない者
- (2) 高い学習意欲を有し、生活態度が良好である者
- (3) 本校に原則として1年以上在籍している者

(出願)

第7条 授業料減免を希望する者は、所定の願書および理由書に必要な事項を記入し、保証人が署名・捺印のうえ、担任を経て校長に提出しなければならない。

(選定委員会)

第8条 選定委員会（以下「委員会」という。）は、出願者の学業、成績、学習意欲、人物

および家庭の状況等を審査のうえ、授業料を減免する生徒（以下「減免生徒」という。）を決定する。

2 委員会は、校長、副校長、教頭、事務長および校長が指名する者で構成し、委員長は校長がこれにあたる。

（報告）

第9条 前条第1項の減免生徒については、生徒の氏名および学年、家庭の年間総所得額、減免金額ならびに他の奨学金受給状況等について、一貫教育委員会に報告しなければならない。

（減免の取消）

第10条 減免生徒が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免の廃止または取り消しを行い、必要に応じて減免額の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 傷痍疾病などのために就学の継続が不可能なとき
- (2) 学業成績または生活態度が不良となったとき
- (3) 虚偽の申し立てまたは不正な方法により減免の取扱いを受けたとき
- (4) その他減免生徒として適当でないと認められたとき

（細則）

第11条 この規程に定めるもののほか、運用に必要な事項は、別に細則を定める。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、常任理事会で行う。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則（2003年4月1日立命館宇治中学校設置に伴う一部改正）

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則（2006年1月25日減免額の上限と資格を変更することに伴う一部改正）

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2008年3月12日 組織改革に伴う一部改正）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2010年10月27日京都府私立高等学校あんしん修学支援事業の実施に伴う一部改正）

この規程は、2010年10月27日から施行し、2010年度在籍者から適用する。